

災害時の避難に不安はありませんか？

災害時避難行動要支援者制度と

わたしの避難計画（個別避難計画）



●どんな制度？

この制度は、ひとり暮らしの高齢者や障害がある方などのなかで、自分ひとりで移動したり、情報を得たりすることがむずかしく、災害が起きたときに手助けが必要な人を、身近な地域の人たちで支える仕組みです。

以下の2段階で災害時に地域の中で安否確認や避難行動への支援を受けられるよう体制をつくります。

第1段階 名簿への登録

【災害時避難行動要支援者名簿】

自治会長や民生委員などへ名簿を提供し、災害時に地域での安否確認等を行います。

第2段階 わたしの避難計画の作成

【個別避難計画】

ひとりひとりに対して作る計画で、「だれが」支援し、「どこに」「どのような配慮で」避難するかを記載し、災害時の避難支援や避難所での配慮に使用します。

イメージ図



●対象者は？ 在宅で生活し、以下のいずれかに該当する方（施設入所者は除きます）

- ①要介護（3～5）の方
- ②身体障害者手帳（1～2級）の交付を受けている方
- ③療育手帳（A）の交付を受けている方
- ④精神障害者手帳（1級）の交付を受けている方
- ⑤高齢者（65歳以上のひとり暮らし及び65歳以上の世帯）の方
- ⑥その他支援を必要とする方

●わたしの避難計画のポイント

ポイント1

災害が起きた時に、どこにどう避難するかを事前に決めておきましょう。防災マップやハザードマップで自宅の位置を確認し、在宅避難が可能なのか、津波・地震・風水害の災害の種類別に、避難場所や避難場所までのルートを確認し、記載しましょう。そして、近所にお住まいの方などを「地域支援者（避難支援等実施者）」として登録し、誰に災害時に避難の手伝いをお願いするのかを明確にしておきましょう。

ポイント2

避難時や避難所生活での支援を受けられるよう、配慮が必要なことを詳しく記載しましょう。

例えば ▶▶ 移動に介助が必要（杖・車いす）
耳が聞こえづらく、大声で呼びかけて欲しい
理解することが苦手なため、わかりやすい言葉で説明して欲しい
認知症、不安になりやすい、こだわりが強い など

防災マップ、ハザードマップはこちら▼



◀田原市 HP (防災マップ)

たはら e マップ▶



●支援を希望する方へ

※必ずお読みいただき、ご理解をお願いします。

- ・この制度は、災害時に地域や近所の方が助けてくれることを保証するものではありません。
- ・「自分の身は自分で守る」ことが大前提ですので、自身の防災対策の見直しをお願いします。
- ・普段から地域や近所の方との繋がりを積極的に保つようにしてください。
- ・名簿や避難計画の内容は個人情報ですが、自治会長や民生委員など、関係者に平常時から提供することに同意をしていただくことになります。